

(イ) 昭和二十年度歳入歳出決算の件

(ロ) 昭和二十二年歳入歳出予算の件

(ハ) 地方制度改正に際し地方特別官庁の設置及存置反対に関する件（各関係閣僚、政党に陳情）

(ニ) 地方系統町村長会、各府県市町村吏員互助会資金第二封鎖

預金解除方の件（内務大臣、大蔵大臣に陳情）

(ホ) 町村立中学校建設費並に備品費等国庫負担方陳情の件

(ヘ) 戸籍、寄留等に関する手数料引上げ方陳情の件

(ト) 統計調査費全額国庫支弁方陳情の件

（湯本町役場「庶務書類」〔昭和十八年〕箱根町役場蔵）

三三 昭和二十二年神奈川県町村会会務報告

（表紙）
昭和二十三年五月二十日

昭和二十二年会務報告

神奈川県町村会

神奈川県町村会会務報告（昭和二十二年八月 臨時総会以後）

◎臨時総会

昭和二十二年八月九日高座郡茅ヶ崎第一小学校講堂に於て神奈川県

町村長会臨時総会並に神奈川県町村会設立總會開催

一 總會顛末

イ 開会の辞（午前十一時） 会長事務代行大沢主事

ロ 会務報告 全 右

事業の概要

昭和二十年度決算報告
（表紙）

昭和二十三年度予算

ハ 仮議長選定

仮議長選定につき大沢主事より会員に諮り永山松田町長指名

ニ 議 事

会則一部改正及本会の改組に関する会則を會議に附し満場一致

可決

ホ 役員選挙（会長、副会長、監事）

仮議長より会長選挙の方法につき会員に諮りたるに会員の發議により投票によらず詮衡委員会を開いて推薦することに決定。

永山仮議長辞任さる。会長事務代行大沢主事直に会員に諮り仮議長小林相模原町長を指名。

小林仮議長に諮り各郡より一名の詮衡委員を指名しその詮衡委員の協議により左の通り詮衡せられたり。

会長 茅ヶ崎町長 添田良信

副会長二名監事二名は会長の指名により左の諸氏を指名された

副会長二名監事二名は会長の指名により左の諸氏を指名された

り。

副会長 湯本町長 石村幸作

同 三崎町長 松崎定治

監事 湘南村長 吉村一雄

同 愛川町長 大貫和助

総会に於て詮衡委員の詮衡及会長指名通り決定

へ 町村長会解散決議

ト 閉会の辞(午后三時三十分) 会長

二 神奈川県町村会創立總會

イ 開会の辞 会長

ロ 本会創立の経過報告

ハ 宣言、決議(別記の通り)

ニ 知事告辞及来賓の祝辞

ホ 閉会の辞(四時) 副会長

(統て市町村吏員互助会総会を開催)

[別記]

宣言

自治制が布かれて六十年、こゝに民主主義の原理に基く新しき憲法の施行と、待望の地方自治法が公布され地方自治体の組織と運営が

真のあるべき姿にかへり、平和日本、文化日本の再建の体制が樹立

された。洵に慶賀に堪へない。吾等は、現在の混沌たる社会情勢に

逡巡することなく国民各自の權威と責任とを以て敗戦日本民族興亡

の危機を克服し明日の明るき希望に邁進しなければならぬ。

吾等は、県下町村の連繋のもとに各自の本領を充分發揮することに

より、本県が、教育、産業、貿易、觀光に特殊な地位を占めてゐる

事実を強力に推進して日本民族興亡に国家の基盤として、重要な役

割を果さなければならぬと信ずる。

吾等は、地方住民諸君の信頼と協力を期待して、民生安定への諸施

策に全力を尽したいと決意する。

こゝに新憲法施行最初の記念すべき総会において、その所信を宣言

して県民各位に訴ふ。

昭和二十二年八月九日

神奈川県町村会

決議

一 崇高な日本国憲法を精神を体し、新しき日本の建設に邁進する。

一 民意に基づいて地方自治体の運営と、その民主化に挺身する。

一 民生の安定を図るため緊急諸問題の対策に最善の努力を尽す。

第2章 地方行政改革

一 文化日本の基盤たる民主教育の重要性に鑑みて、その施設の充
実と徹底を期す。

昭和二十二年八月九日

神奈川県町村会

○理事会

昭和二十二年八月二十六日高座郡茅ヶ崎町役場に於て開催

一 特別市制施行実施反対運動について

二 東北地方水害見舞金募集に関しその通知について(町村各戸よ
り一円以上献出)

○各郡町村会事務局長会議

昭和二十二年九月十七日藤沢市片瀬町に於て開催

一 特別市制施行実施反対運動実践方法協議

二 東北地方水害見舞金募集取扱方について

三 町村公用紙配給に関する事務打合せ

四 町村公有物件火災保険未加入町村の加入申込みについて

五 県町村会事務局強化拡充について(高座・鎌倉郡町村会提案)

○茅ヶ崎町は十月一日より市制施行され会長添田氏市長就任によ

り会長欠員となる

○理事会

昭和二十二年十月八日足柄下郡湯本町に於て開催

一 特別市制施行実施反対運動に対する各郡の実施状況報告

二 会長欠員によるその選挙について打合せ(評議員会に諮ること
に決定)

○県補助金下附

昭和二十二年十月九日特別市制実施反対運動其の他の経費として
下附され領収

○評議員会

昭和二十二年十月二十四日県庁県会議場に於て開催

一 全国町村会臨時総会に出席の提案事項協議

二 会長選挙に関する打合せ

総会を開催して選挙による事に決定

その時期会場等は副会長に一任

○評議員会

昭和二十二年十一月十四日県庁第一応接室に於て開催

一 食糧供出期限内完遂運動に関する協議

二 全国並に本県に於ける食糧事情に関し秋山県食糧課長より説明

あり

三 食糧供出に伴ふ各種諸問題について県関係係と質疑応答其の他要望するところあり

四 本県におけるコムミュニテイ・チエスト運動に関し委員参画につき委員長に通告の件決議

五 六・三学制に伴ふ新制中学校の建設に要する経費並に初年度調弁費を全額国庫負担の件政府に要望方全国町村会に提案の件

六 入場税を地方税に移譲方政府に要望方全国町村会に提案の件

七 食糧供出期限内完遂運動及選挙に関し臨時総会開催の件
左記の通り決定

日時 昭和二十二年十一月二十六日午前十時

場所 鎌倉郡大船町玉繩小学校

◎臨時総会

昭和二十二年十一月二十六日鎌倉郡大船町玉繩小学校講堂に於て開催

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十三年)伊勢原市役所蔵)

三三三 神奈川県町村会の宣言 決議(一一三)

(一)

宣言(按)

地方自治法が施行せられ、新憲法の精神に基く地方自治確立の巨歩

を踏み出して、ここに満一ケ年を経過した。この間、われわれは、公選最初の町村長として町村住民と共に新制度の下幾多の困難を克服し地方自治の振興と県民福祉の向上に渾身の努力を捧げて初期の理想に邁進して来た。

しかし、新憲法に言う地方自治の本旨を達成するには、前途なお遠くで数多の障碍が存在してゐる。特に町村においては、財政的破局ともいへべき六・三制実施に伴う経費の問題、自治体警察の経費、更にまた食糧対策土地改良事業、治山、治水の根本対策、肥料及び農具の確保、農業協同組合の設立等の諸懸案が山積して、いまや町村自治行政の死命を制しつつある。

国家の再建は、町村自治の確立を基盤としなければならないのである。われわれ町村長は、民主的な自治行政のために身を賭して、あらゆる施策を完遂する覚悟である。

しかし、地方自治の運営に当つては、地方住民の理解と協力をもつて一致融合し、豊饒な成果を成就し、以て有終の美を挙げなければならぬ。

こゝにその決意を新にするものである。
右宣言する。

昭和二十三年五月二十四日

第2章 地方行政改革

決議(按)

神奈川県町村会

- 一 六・三学制に伴う経費全額国庫負担の実現を期す。
- 二 中央官庁地方出先機関の整理撤廃を期す。
- 三 地方財政確立に関する地方財政委員会を全面的に支持し、地方財政の自主独立を期す。
- 四 土地改良事業の即時断行並に経費を全額国庫補助
- 五 食糧調整委員会経費全額国庫負担
- 六 食糧供出事前割当に伴う肥料の適期配給

昭和二十三年五月二十四日

神奈川県町村会

決議

(一)

一 国家地方警察費の予算増額の件

理由

従来警察費の予算編成は、県費支弁当時よりその計上少く、各警察署共に地方住民による警察後援会を組織し、多額の寄附金を募り、之が警察官吏の福祉施設に充たされる目的なりしも、一般警察費の

県よりの配当少なきため物件費に使用され、甚だしきは旅費其の他の人件費にまで消費されるので後援の趣旨に副わない甚だ遺憾の経理であつた。

一方警察署に於ても警察事務の性質上管内住民より多額な寄附を強要する事は警察本来の機能を十二分に發揮する上に相当遺憾の点が多い事は否定の出来ない事実である。

今春警察法が実施され国家地方警察と地方自治体警察とに組織が区分され地方自治体警察は町村財政の窮迫し居るにも不拘その費用の全額は支弁の止むない事情に於かれて居るが、一方国家地方警察の経費は依然として増額されず、今以て町村及住民より多額な寄附を仰いで、当然国の経費で賄ふべき人件費、物件費に消費され寄附本来の目的に背くもので洵に不都合である。地方住民はこの措置を心好しとせず、こと警察なるが故に黙しているのが真の実情である。

警察官が斯かる寄附行為に依存し警察行政を遂行せんか完全な運営に支障を来し、その機能を發揮することが困難となるばかりでなく追々と警察と住民との疎隔を来し洵に寒心に堪えない結果を招来する。

今や諸般の国策が逐次改善され真に民主的な警察が創造されんとするに当り警察所要の当然な経費を地方町村や住民に需める様な予算

措置は洵に心外に堪へない。

政府は此の際充分な予算を計上し、国家地方警察府県本部に配当するものが至急である。亦府県本部も地方地区警察に対し速に予算を増額し寄附行為に俟つが如き非民主的な警察の存在でなく十分な予算を以て警察の機能を全からしめその威信を失墜せしめる様な要因を排除し旧来の悪弊を脱却し明朗で然かも民主的な警察の運営を要望する。

右町村長の総意に基き之を決議する。

昭和二十三年十一月一日

神奈川県町村会

(三)

決議

さきに芦田内閣は、閣僚に列する國務大臣並に要路大官連が昭和電工其の他の醜悪極る汚職疑獄事件を惹起し、これがため内閣は道義的辞職をなしたりと雖も、これにより政治責任が解消されたとは言へなく。

近来政治道徳は極度に頽廢し、国民の政治に対する信頼全く地に墜ち、亦官僚吏僚の贈収賄事件到る処に続出し其の不信行為目に余る

ものあり。

この儘に看過せんか国家の再建は政府政党の空念仏に過ぎず国民をして益々窮地に失墜せしむること明かなり。

吾等は、到底現在の如き腐敗せる政党を黙視し難く更に亦墮落紊亂せる官僚吏僚を信任し行政を委ねることは出来ない。

依つて現政府は、速かに政党の浄化、官僚の綱紀肅正の必要あるを以て左の各項の断行を強く要望する。

一 政府は、政党浄化の爲め、速に国会を解散し国民信頼の国会を創造すること。

二 政府は、綱紀を紊亂し国民の信望を失墜せる官僚吏僚を速に処分し、明朗な行政の刷新を図ること。

三 政府は、この際中央官庁の出先機関の整理撤廢と広汎な行政整理を速に断行し行政機能を高度に發揮し然して内政を整えること。

四 政府は、不必要な統制を撤廢し冗費を整理し統制に起因する醜惡事件の惹起を排除すること。

五 政府は、醜惡疑獄に關聯せる政党並に官僚吏僚は徹底的に之を摘發檢舉し将来の禍根を一掃すること。

如上吾々は、數項を政府に要望すると共に現今の墮落腐敗した政党

並に綱紀紊乱している官僚吏僚の醜態をこのまゝ黙視し難い様相を深く認識するとともに、よく自己を反省して国家基盤たる町村行政を完全に遂行し真に民主的な明るい国家の再建に邁進しなければならぬと此の機会に決意を新にするものである。

右町村長の総意に基き之を決議する。

昭和二十三年十一月一日

神奈川県町村会

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十三年)伊勢原市役所蔵)

三四 昭和二十二年年度町村予算編成の件通牒

二十一下総収第一、〇九三号

昭和二十一年十一月十九日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

昭和二十二年年度町村予算の編成について

多年に亘る戦争と敗戦とに因り我が国の経済力は深刻な打撃を蒙り其の著しい低下を招来した。然し乍ら国民は苦難の中にも奮起し、目下一意急迫の民主体制の確立完成を期しつゝ諸般の施策と相俟つて経済力の恢復再興に力を効して居るのであるが、何としても自力

更生によつて我が経済の再建を図らんとする為には国力は余りにも疲弊困憊して居り、容易ならざる覚悟と努力を要することは論ずるまでもなく、しかも道は甚だ遠く将来幾多の歳月を必要とするのである。

従つて昭和二十二年年度の予算編成に当つては真に国力の実相を直視して従来の行き懸りを一擲し、全く新たな観点に立つて進むこととし別記各項に留意せらるゝと共に其の当初予算の編成に当つては之を義務的経費等の骨格予算に止め積極的施策に属するものは其の計上を追加予算に譲ることゝするやう致されたく以上命に依つて茲に通牒する次第である。

〔別記〕

第一 一般に関する事項

- 一 あらゆる経費を通じ既定費又は既定計画等の考へ方を一切排除し新なる見地より徹底的に検討を加へることゝし経費の計上については誠に科学的基礎に立脚したものとすること。
- 二 経済再建の基本国策と表裏一体をなすやうに企画性を附与すると共に予算の性格を能ふ限り生産化すること。

- 三 経済界の安定を欠く現状にも鑑み地方的に税源を捕捉するとに努め法定外独立税制度を活用してその財源に係る産業の発

達文化の進展等に寄与する工夫を凝らすこと。

第二 歳入に関する事項

一 公共事業については急速に生産的效果を發揮し且つ民生安定に欠くべからざるものに限り実施するものとし、重要物資を多量に必要とする種類の経費については物資の配当関係手持の現況等をも充分考慮すること。

二 戦災其の他の復旧については民生安定に必要な限度に於て資材等の関係を充分考慮の上行ふこと。

三 補助費については当該事業の効果、生産性等を再検討し、その徹底的整理を断行すること。

四 職員給与制度の改正等に伴ひ人件費に関する予算単価を実情に即し改正すると共に厳に予算定員と実定員との適合を図ること。

五 職員特に第一線行政の実務に当る者の資質を向上せしめる為研究研修制度の充実、その他必要な措置を講ずること。

六 我国技術及び能率の水準に鑑み官民を通ずる試験研究施設の刷新を図り技術の高度化と能率の増進の為実効的方策を講ずること。

第三 歳入に関する事項

一 積極的に歳入の増加を図ることとしその徴収機構を刷新充足すること。特に使用料、手数料等については経済事情変化の現況に即応するやうこれが増徴に工夫すること。

二 本年六月以降に実施せられた待遇改善措置に依る所要経費の増加額は引続きその財源を国庫補助に求めても差支ないこと。

三 配付税は本年度分与額中第一種配付額及び第二種配付額並に臨時特別配付税の分与額の二分の一の合算額の範囲に於て適宜その計上額を定めること。

四 三収益税附加税の標準率超過課税及び住民税の制限外課税は真に已むを得ないものの外はこれを行はないこととし歳入の弾力性保持に努めること。

五 歳入に欠陥を生ずるものが補填の財源を起債に求めてはならないこと。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

三五 昭和二十六年年度予算編成方針の件通知

二五地第一、〇二六号

昭和二十五年十二月二十三日

総務部長(印)

牧野村長殿

昭和二十六年年度予算編成方針について

首題のことについては国の予算及び地方税制の運用方針並びに災害復旧費制度の最終的決定が行われていないのでこれらの点については決定次第通知いたしますがとりあえず左記方針によられるよう通知します。

記

第一 一般に関する事項

一 来年度の地方財政は財政需要の増嵩に拘らず追加地方財源の供与は相当抑止せられるためその状況は実に窮屈の度を加えるものと予想されるので、予め確実に見込み得る財源の程度を勘案して年間財政規模の精密なる策定を行いその範囲内において予算を編成し、従来往々にしてみられるが如く緊要経費につき不確実な特定財源を予定して予算に計上し、或は必要な財源の留保を行うことなくして漫然これを今後の追加予算に委ねる等の措置を講じ、以つて、徒らに財政の窮迫とその規模の膨脹を招来するがごときことのないよう誠に留意すること。

二 経費の生産的効果、事業の重要性等を充分検討の上、所謂既定経費の観念を排除し徒らなる国庫財政追従主義を改め、愈々

地方団体の自主的判斷によりその効率的運営を企図して真に重点的且つ生産的予算の編成に努め、苟くも地方財政に冗費ありという世人の誤解を招かざるよう留意すること。

三 公營企業については起債の縮減が予想されるものと職員給与改訂があるので、充分独立採算の実を挙げるようされたいこと。

四 従来为国庫補助金にして経済事情の変更に伴い削除せられたものについては、地方経費についてもこれが削減を加うべきは当然であるが、国庫補助金を廃止の上地方財政平衡交付金を含む地方一般財源に振替えられるものについてはこれが措置のためその行政の規模と内容に低下を来し国政事務遂行に支障を齎すことのないよう、これが確保につき財政運営上の配慮を行うこと。

五 予算の編成に当つては本通達によるものゝ外、別紙「国の予算の編成方針」^(注)を参考にされたいこと。

第二 歳入に関する事項

一 地方税収入については更に課税物件の徹底的捕捉に努めるとともに、物価の変動特需景気等経済事情の変化に伴う国民所得の増加を勘案の上一層増収に努めること。なお法人事業税の課

税、遊興飲食税の捕捉等については、徴税機構の整備等徴税事務の能率化を図り徴税費の節減に努めること。

二 地方財政平衡交付金はこれと地方税収入を含む所謂一般財源の総額が本年度交付金の本決定額（取敢えず仮決定額によることとするが、今後の交付方法の修正予定の状況を勘案し、減額見込のものは減額すること）と本年度地方税収入見込額との合算額を超えない範囲内において計上すること。

三 地方債は総額としては略々本年通りと見込まれるが、災害復旧事業費をも含めて公共事業費の増額等に鑑み、これらの地方負担額に対する起債の限度はその三分の一度程度となること。

従つてこれらの事業については予算に計上するものにあつては当初から予め必要な限度の一般財源を充当し、これら計上を追加予算に委ねるものについては所要一般財源の留保を行うこと。なお、公営企業に充てるべき地方債もその総額において本年度の半分程度となる見込であるから、これを予定する事業は継続事業中來年度直ちに事業遂行の実効を揚げ得るものに重点を指向すること。

四 手数料、使用料等については当該収入の目的となる経費の増嵩に鑑みこれが増収を図ること。

五 所謂奨励的補助金については確実なる内示又は指令を得たものにつき計上し、その際これが地方負担額の財源につき充分なる用意を有するものに限ること。

第三 歳出に関する事項

一 給与費の計上については現員現給主義を貫徹し、国家公務員に対する法律の基準に基いて計上すること。

二 來年度の年末給与については本年度からこれが恒久制度化されたのに伴い当初において見込むこと。

三 職員費については欠員不補充、増員の配置転換による充足等を図ることはもとより、進んで冗費の排除、勤務の能率化により経費の節減に配慮すること。

四 所謂既定経費についても再検討を加え、就中旅費、食糧費、その他雑費について慎重にその内容を審査の上計上すること。

五 本年度地方財政平衡交付金制度の運営に照し、これが算定に用いる基準財需要額には拘束されないよう重ねて注意されたこと。

六 公共事業、失業対策事業、その他一般国庫補助事業に関しては地方団体の実情に即しその施行事業の効果並びに雇傭問題の解決等を充分考慮し、自主的見地より事業内容と保有財源の状

況を勘案して取捨を行い徒に容易な国庫補助依存に墮することなきより留意すること。

七 来年度において国が企図している各種の立法的措置による地方負担の経費についてはこれら立法措置が完了するまでその新規計上を見合わせたいこと。

八 地方債を財源とする単独事業についてはその起債の承認をまつて計上すること。

(「牧野村役場」「庶務書類」(昭和二十五年) 藤野町役場蔵)
〔注〕別紙省略。

三六 県知事内山岩太郎の特別市制案に対する

意見

(表紙)

特別市制案に対する意見

神奈川県知事 内山岩太郎

本年九月京都、大阪、横浜、神戸、名古屋の五市長会議に於て作成した「大都市制度要綱」は其の法案第二条に於て市は従来の区域に依り之を府県の区域外とするとなし第四条に於て市長に對し府県知事と同等の権限を与へることを要求して居る。即ち現在の所謂五大

府県を各々完全独立の二府県に分離せんとするものである。而して此の運動は市当局二十年來の運動であつて、去る議會に於ては衆議院を動かし大都市に速かに特別市制を実施すべしとの附帯決議を為さしめたのである。

此の外市当局の運動は曾て衆議院をして所謂特別市制に關し一法案を成立させたこともあるが之は貴族院に於て審議未了となつた経緯を持つて居る。

今回内務省で設置した地方制度調査會に於ては最近の部會に於て五大都市の代表者及び其の他の委員であつて市側の意見に賛成する者に依り、多数を以て五大都市作成の特別市制要綱の如く府県から市を完全に分離する意見を採用した。

併し此の部會に於て府県を代表して反対意見を述べ得た者は神奈川県知事内山岩太郎一人で他の府県からは府県會及市町村會等の意見が殆んど例外なく大都市の府県からの分離に反対なりとの府県知事からの報告があつたのみで部會は終始不均衡な空氣の中に議事が進められた。但し委員の中國國際法の權威者である貴族院議員山田博士は關係府県内に於て分離反対の強き意思表示ある事情と新憲法下に於ける新事態とを考慮し、健全な自治制發達の為に大都市の分離を好ましからずと主張せられたこと及び産業協議會々々長貴族院議員石

山氏が産業会の意見として最近行はるべき知事公選の結果地方プロツクの強化を慮られる際、更に主要府県の分離を見ることは寔に由々しい問題であつて極力之を避けたいとの発言のあつたことは注目し得る。

予は大都市を其の府県から分離することが其の結果の如何あるべきかに付之を主張しつゝある人々と雖も明確な認識なく殊に一般住民は之に付て充分な知識を与へられて居らぬ現状に於て単に市当局並に之を応援する一部の政治家に依つて斯の如き住民に重大関係ある問題を既に多数住民の意思が寧ろ反対なるべきこと明らかなるにも拘らず之を押し切つて府県、大都市分離を実現する虞あることを重大視し、神奈川県の場合は特に次の諸理由に依り県市分離案に絶対反対する。

尚此の問題は日本新憲法第九十五条に正に該当する問題と思はれるが、市当局者は憲法の効力発生の時期が昭和二十二年五月三日なる為其の効力発生前に於て遮に無に之を強行せんとするものと思はれるが、予は仮令新憲法の効力は未だ発生して居なくても現に本年十一月三日之が公布を見た以上我々は新憲法の精神を尊重することが民主日本建設の基底をなすものと信ずる。

(註) 日本国憲法(抄)

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は法律の定めるところに依り其の地方公共団体の住民の投票に於て其の過半数の同意を得なければ国会はこれを制定することが出来ない

(一) 所謂大都市の所属府県よりの分離は地方制度の根底を覆す大問題であること

所謂特別市制の実施は其の實質に於ては関係府県を細分し更に同数の府県的な存在を創設するに他ならぬが府県の区域は歴史的な産物であり、府県住民の共通的感情習慣といふものは法令を超越した存在である。即ち例を神奈川県にとれば何といつても横浜は神奈川県に於て復興も建設も苦しみも楽しみも相共にして来た永年の伝統は誰しも否認しない事實であつて、県民も市民も共通の感情の下に混然融け合つて居るのが許のない現状である。これ等の点を無視して単なる一片の法令を以て俄かに特別市なるものを創設し、且つ特別市を切離した残存部分を以て縮小された府県を形造るといふことは実情に即せぬ措置であり徒に混乱を招くのみである。

而して右の様な措置を必要の都度各個に切離して頻繁に実施され

るといふことになれば我国永年の地方制度は其の根底に於て大なる動搖を来たさざるを得ない。

(二) 所謂特別市制の実施は財政上の見地から見て実現性なきこと地方分権乃至は地方自治の裏づけを成すものと言ふまでもなく其の財政力である。所謂市制の実施を見た暁に於て当該特別市及び残存区域を以てする府県の財政力は果して如何様であらうか。戦争に於て最も打撃を受けたものは言ふまでもなく所謂大都市である。戦後の復興に於て最も経費を必要とするものは所謂大都市を擁する府県である。而も最近に於ける地方財政の逼迫は言語に絶するものがあり就中其の傾向は所謂大府県乃至大都市に於て特に著しい。例を神奈川県にとるならば昭和二十一年度に於ける県税収入中横浜市よりの徴収見込額は約二千万円であり一方横浜市の区域内に於ける施設の経営並に事業遂行に要する経費は約四千万円である。右の如く横浜市の区域内の税収額は総べてが市に移管せられたりとしても到底其の所要経費の半ばをも賄ひ切れぬ実情であり之に加へて特別市制の実施に伴ふ必然的な職員の増加県営施設の買収債務の引継等の財政負担増を見込す時は市財政の極度の逼迫は火を見るよりも明らかである。

(註) 此の点「大都市制度要綱」が特別市制の実施は市財政を

豊かにし市民の税負担を軽からしめるといふ観点に立つて居ることは甚だ了解に苦しむところである。

右の如き市財政の逼迫は国庫補助の増大又は市税の大幅引上に依存せぬ限り到底之を打開する方が発見されないが前者は国家財政の現状より見て全く不可能であり後者は戦災都市の実情から見て実行性がない。一方横浜市を喪失した県に於ても財政上の逼迫の度合は大同小異であつて従来二次的に考慮せられて居た横浜市以外の戦災都市の復旧道路其の他の施設の改善等に要する経費は今後相当巨額に上る見込であり、而も経済力を半減せられた残存地域内の経済圏の育成並に民生の安定を図る為には全く新規の経費を多額に計上する必要がある。

(三) 食糧事情の極度の逼迫が予想されること

戦後における経済生活の中心課題は謂ふ迄もなく食糧問題であるが所謂大都市共通の特徴は何れも純然たる消費地といふ点に存る。例を横浜市にとれば米麦等主要食糧の自給率は僅かに9%に過ぎない。若し現在の如き県内自給の方途を失ひ其の大部分を他よりの移入に俟つことになれば区域外よりの入荷促進に要する努力は現在の事例に照し蓋し甚大なるを予想せられるべく物心両面よりする特別市の負担は想像に余りあるものがある。一方横浜市

を除きたる残存地域における食糧自給率も極めて低位であつて其の大部分は県外移入に俟つべき実情に在り。其の入荷促進に付ては市と合併せる物心両面の協力なくしては到底之が打開策なしと謂はねばならぬ。

(四) 特別市の府県よりの分離は戦後経済の再建を著しく阻害すると

戦後経済の再建は刻下の急務であるが新事態に即応する経済の再編成は従来都市と農村の峻別の弊を避け農工商業等代表的産業部門を有機的に結合した総合的基盤の上に設計されなければならぬ。即ち一個の自治体として理想的な発展を遂げる為には経済地理的に見て尠くとも現在の府県の区域程度を基盤としなければ到底経済再建の見通しはつかない。

(五) 特別市制の実施は益々地方割拠主義の弊を助長せしめること
地方自治の伸張乃至地方分権の確立は其の一面に於て稍もすれば割拠主義の弊を招き易いものであるが就中従来精神的にも物質的にも相互関連の立場にあつた一個の府県をことさらに細分し利害の対立を招来し感情の齟齬を来たさしめる如き特別市制の実施は現在既に徴候のある地方割拠の弊害を更に助長し現在以上に物資の交流を不円滑ならしめる譏りを免れない。

(六) 戦災復旧に重大な支障を来たすこと

戦災に伴ふ住宅の喪失学校其の他の公営施設の損耗戦災者引揚者の増勢は所謂大都市方面に顕著な事実であり之が復旧事業並に援護対策は到底所轄の市に於て処理し切れない現状である。之に必要な資金、資材、労務の供給に當つては現在所管の府県に於て全能力を挙げ更に他府県からの援助を受けつゝある状況である。斯かる際に特別市制を実施し府県内の自給力を進んで放棄し、他県からの移入能力を弱体化することは戦災復旧に重大な支障を与へるものと謂はざるを得ない。

(七) 教育文化の面に於て重大な支障を来たすこと

教育の再建文化水準の昂揚といふことは日本民主化の重要課題であるが其の第一着手としては勢い現在の府県の区域を足掛りとして所謂大都市部面と他の郡部方面とを平均化しめる施策を講じ漸進的に文教施策の充実を図るといふことが必要である。斯かる際に文化水準の高い大都市部面を当該府県から分離し他を置き去りにするといふことは絶対に避くべきである。手近な例を取つても国民学校教職員の合理的配置を阻害し又は図書館其の他の文化施設の偏在を来たさしめる様な難点が即座に生じて来る。

(八) 勤労行政の運営上致命的な困難を伴ふこと

現在の勤労行政の中心は失業救済と進駐軍労務の供出とであるが、労務の給源を確保するには地域的に相当に広汎なものを背景に持ち、機動配置の妙を発揮出来る状態に在ることが不可欠の要件である。殊に現下の重要国策である失業救済事業に付ては失業者は所謂大都市に集中し公共事業は府県内全般に亘つて居る状態であつて此の間の調整は至難である。

(九) 治安維持の見地から難点があること

若し本案の如く警察権の全面的移管を特別市に対して行ふことになれば相互の警察力の減殺を来たし治安の確保といふ面に於て量り知られざる欠陥を来たすことになる。

(十) 衛生部面に於て重大な支障があること

最近衛生関係の施策は益々重要性を加へて来たが就中終戦後の特徴たる伝染病対策を中心とする防疫関係部面の施策遂行に當つては現在の大都市のみを切り離して事を処理せんとするは到底不可成事であつて、上下水道汚物処理場等寧ろ市域外の施設に重点が置かるべきである。

(十一) 所謂特別市と残存府県との区域の分割が理想的に行はれぬこと

本案に依れば区域の点に付ては現在の区分に依ることになつて居

るが此の点は甚だ不合理千万な見解である。尠くとも府県と市とを分割するには経済的に見ても地理的に見ても人口の配分の点に付ても其の各々が一個の自治体として独立し得る範囲のものを持たねばならないことは当然である。而も近年盛に行はれた隣接町村合併の結果所謂大都市の区域其のものについても何等の統一的色彩なく市街地の体裁を為さぬ農村的部分を多分に包蔵し、莫然と大区域を擁した不具者の存在であることは注目し得る。斯かる現状を無視し無理矢理に府県を二分することは相互に不具者乃至は貧弱者を形造る以外の何ものでもない。尚神奈川県の例をとれば此の問題は特に重大であつて川崎市、横須賀市等の地域を考慮するときは県を二分するに非ずして實質上は県を三分することになる。

(十二) 渉外事務に重大な支障を及ぼすこと

例を神奈川県にとれば兵舎、住宅其の他の施設の建設、物資及び労務の供給等渉外事項は県下全般に亘るものであつて横浜市と他の地域とを二分して事を処理することは其の性質上全く不可能に近い。渉外事務の処理に當つては迅速簡略を旨とすべきことは謂ふ迄もない所であつて、若し本案の如く特別市なるものを新設し当該系統事務を二個の機関に分割することは徒に事務を繁雜なら

しめ、関係事務の不統一を来たさしめる等占領軍に与へる不便は蓋し甚大なものがある。

◎所謂特別市制案は以上の理由に依り絶対に排除すべきものと断ぜざるを得ないが、所謂大都市と他の市町村との差異を考慮し従來の慣習並に最近の地方分権の趣旨に顧み此の際所謂五大都市に対して他の方法に依つて特別の地位を与へんとすることは決して無益な試みではない。具体策としては次の如き制度が考へられる。

「大都市の区域を府県から分離せずに当該市に対して必要最大の監督排除の措置を講じ之に伴ふ財源を府県から移讓する」と

(1)現在に於ても所謂大都市は其の特殊事情に基き法令上(大正十一年法律第一号六大都市行政監督特例)大幅なる監督権排除の措置が講ぜられて居るのであるが、新事態に即し範圍を拡張する必要が生ずべく之に付ては概ね別表の如き事項が予想される。

(2)右に伴ひ市に移管すべき県税の種目は県民税を除きたる八種目の独立税全部とすることが適當と認められる。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

〔注〕別表省略。

三七 特別市制反対意見書(一一二)

(一)

(表紙)

昭和二十二年七月

特別市制実施について

大阪府
京都府
神奈川県
愛知県
兵庫県

特別市制実施について

特別市制の問題は多年関係市において論議せられて来たところであるが、最近新に地方自治法が施行せられ「特別市」に関する条項が規定せられるに及んで関係市においては急速にこれが実現を期し、今や関係方面の論議が急に高まつて来つゝあるのである。

仄聞する所によれば衆議院内の治安及び地方自治委員会においては地方自治法による特別市に関する法律案を今議会に提出すべき運びになるやに聞き及んでゐる。

元來現在行われてゐる大都市の特別市制論は専ら大都市側の利益のみを主張し、一般府県民の利害休戚については殆んど何等の考慮を

も払われてゐない傾きが強い、従つて一般府県民は大都市の独立を希望してゐるか云へば、決してそうではなく長い歴史と伝統により寧ろ強い反対の意嚮をもつてゐるのである。而も本問題の關係府県に及ぼす影響は極めて大なるに鑑み再建の途にある我国として特別市制の実施は之を軽々に決することなく国家の大局を稽へ、關係府県民の輿論を充分尊重せられ、慎重にして公正なる調査研究の上善処せられんことを要望する。

第一 特別市制の実施について

大阪、京都、神奈川、愛知、兵庫の各府県は何れも現下の国情に鑑み特別市制の即時実施に就ては絶対に反対するものである。これを敢えて強行するに於ては、關係府県何れもその都市と郡部との有機的協力態勢を切斷せられ、双方に影響する所甚大にして政治力の弱体化を來たし日本再建の上に重大なる支障を招來するものと思考せらる。

第二 理由

一 食糧を初め復興資材、燃料問題等の解決は大都市復興の基本的要請であるが、大都市の背後農山村よりの分離、独立は却つてその逼迫性を益々深刻化し市民生活に脅威を与えるのみならず延いて大都市復興に重大なる悪影響を及ぼすことを慮る。

二 特別市制の実施は消費者と生産者との対立意識を益々激化せしめ食糧の供出にも重大なる悪影響を及ぼすことは到底避けがたい。

当面の重大事たる食糧問題を前にし徒らに國民の感情を刺戟し食糧危機突破に重大なる障害を与ふるが如き行政組織の變革は避けなければならぬ。

三 治安維持及び防疫等については現下の国情に鑑み益々之が総合的、機動的運用を計り万全を期せねばならぬ秋に当り大都市の分離、独立は其の現有能力を更に分散、低下せしめ府県市民相互に社会的不安と人心の動揺を惹起せしむる虞がある。

四 交通、通信等の諸施設は大都市を中心として扇の要の如く発達せる今日、大都市の分離独立は残存府県内に於て相互の連絡を寸斷し行政的にも、経済的にもその機能の發揮に重大なる支障を來すことは明らかである。

五 港湾、学校、病院等の特殊施設に關してはその性質上府県市との組合的運営を招來し嘗つての所謂「三部制經濟」に復元し、行政能率の低下は勿論將來紛議の基因となる虞れがある。

六 大都市と残存府県との分離独立は必ずしも財政上の負担を輕減せしめる結果とならない。寧ろ重複施設の施設或は人員の増

加等を来たし国家的に見て不経済なるのみならず、結局経費は増嵩し双方共に財政上の困難を助長することは必然である。殊に戦災の打撃により租税力の激減せる大都市財政は益々逼迫することは疑ひなき所である。

七 大都市が有機的の一体としての活動を展開するためには現在の区域に甘んずることなく当然市域の拡張が予想せられる。その際残存府県の中には益々その区域を縮少し一個の独立自治体としての健全なる発達運営は到底期せられざるものもある。斯かる府県に対してはその区域の廢置分合を併せ考慮すべきであつて特別市制のみ早急に実施するのは早計に失する。

八 特別市制の実施を要望してゐる大阪市を初め四市は曾つては人口百万以上を擁し政治、経済、文化共に我国の中枢都市たるの實力を充分有してゐたのであるが、京都市を除く四市は何れも戦災の打撃を蒙り現在に於ては昔日の面影なく復旧に対する實力も遙に低下し、独立よくその任に堪へ得るや疑なきを得なす。

斯る際特別市制の実施により関係府県の強力なる援助を失ふが如きは果して現下の要請に應へ得るや否や慎重に検討を要する。

九 現行府県自治体はその沿革八十年に及び長き歴史と伝統に基づき府県民は都市、郡部の別なく風習感情に於て渾然一体、府県民としての自覚を持つ、而も現在都市に集中されたる教育、文化、衛生、社会、交通等各種の施設は単に市民のみならず、関係府県民全部の永年に亘る努力により建設せられたものである。今日に到りその永き伝統と府県民一体の感情を無視し強てこれを立法手段により分離せんとするが如きは最も非民主的な考へとも云ふべく果たして関係府県民(市民を含む)の充分なる納得を得るや又その全般の福利増進を凶る所以なりや疑わざるを得ない。

一〇 曩に五大都市行政監督特例を設け更に地方自治法においては自治体の権限も拡充された今日、所謂「府県による二重監督の弊害」は既に大部分排除せられたのであるが、今後大都市に対しては能ふる限り大幅の権限委譲と財源の付与をなすべきは当然である。

この為には法令の改廢或は行政の運営によつてこと足りるのであつて、敢えて府県の区域より分離した独立行政組織とする必要は認められない。

一一 憲法第九十五条の適用については特別市制の実施は単に当

該市民のみならず関係府県民全部に重大なる影響を有するものなるが故にその可否は関係府県住民全部の一般投票によつて之を決すべきであると解するのが新憲法の精神に合致し最も民主的な態度であると信じ主張するものである。

第三 結 言

以上の諸理由により特別市制の実施は将来の府県市相互発展の上
に大なる障害をもたらすのみならず、延いては府県市の対立を来
たす虞れあるに鑑み慎重に考慮すべきものである。

勿論五十万以上の大都市と他の中小都市とを同一に律することの
不合理は論を俟たない所であつて、これについては政府において
大幅の権限拡充、市長、市議会等の地位引上其の他適切なる方途
を講ずることが必要である。

府県と市を分離して別の自治体とする今回の特別市制案について
は市民のためにも残存府県民のためにも幸福とは考えられない。
敗戦日本が再建途上にある今日過去の経緯に捉はれ軽々に特別市
制を実施せんとするは新日本建設のために寧ろ障害といふべきで
ある。

如上の意味において慎重に再検討されんことを望む。

大都市制度問題に関する陳情書 (五大府県会議長)

大都市制度の問題は、終戦後の我国地方自治制度の方向を画する重
要課題であると共に、延いては民主的平和日本建設の基盤を左右し、
関係府県の死活を制する切実なる問題である。従つてこれが内容の
決定に當つては、凡ゆる観点より其の利害得失を検討し、住民の休
戚を勘案し、科学的基礎資料に基き時勢に即応せる新しき構想の下
に之が立案計画を為すべきものと信ずる。然るところ目下進行中の
所謂特別市制案は斯かる慎重なる調査研究に俟つことなく、単に大
都市を其の所屬県より分離し残存郡部を以て別個の府県を形成する
といふ極めて皮相単純なる構想の下に急速に事を処理せんとするも
のにして、終戦後の国情に適合せざるは勿論、直接住民の文化、経
済生活の面に及ぼすべき混乱は蓋し想像に余りあるものがある。
仍て大都市制度の問題は地方制度全般の根本的改革の完成後即ち新
憲法の施行、知事、市長の公選、自治団体法の制定施行後に於て之
を基礎として慎重に計画するを至当と認められ、所謂特別市制の急
速な実現は時局の現段階に照し時期尚早なりと信ずる。

当局に於かれては右事情篤と御諒察の上然るべく善処せらるゝ様茲
に關係府県会議長の連名を以て陳情する。

昭和二十一年十一月十九日

神奈川県会議長 白井佐吉

大阪府会議長 白井重治郎

京都府会議長 藤井彦次郎

兵庫県副議長 黒田清右衛門

大都市制度に関する進言書

(五大府県知事)

大都市制度の問題は関係都市多年の懸案とする所にして、其の狙ひとする市に大幅の権限を移譲し、所謂二重監督の弊を是正するの外、大都市に対し特別の考慮を払ふべき点に付ては因より之に賛意を表すべきも、終戦後の我国情を具に勘案し、其の府県住民に及ぼすべき利害休戚を勘考するときは時勢に即応せる新しき構想を必要とすべきは論を俟たぬ所である。

即ち本問題は終戦後の我国地方自治制度の方向を画する重要課題でもあると共に、延いては民主的平和日本建設の基盤を左右し、関係府県の死活を制する切実なる問題であつて、之が内容の決定に當つては凡ゆる観点より其の利害得失を勘案し、関係住民の意嚮を充分参酌し、科学的資料に基き慎重にして且つ合理的なる態度を以て、所謂国家百年の計を樹立すべき見地より事を決すべきものと信ずる。

然るところ目下進行中の所謂特別市制案は斯かる慎重なる調査研究に俟つ暇なく、夫々の事情を異にする大都市を各々其の所属府県より分離し、残存区域を以て別個の府県を構成するといふ構想の下に事を急速に処理せんとするものにして現下の国情に適合せざるのみならず、直接関係住民の生活に多大の混乱を惹起すべき処歎しとせず。

仍て大都市制度の問題は地方自治制度全般の根本的改革と睨み合せ、且新憲法の精神を充分反映し関係当局は勿論関係住民の積極的なる調査研究と公正なる判断を基盤とし、産業経済発展の将来等をも充分に考慮し、之が帰趨を決すべきを至当と認め、画一的なる特別市制の急速なる実現は時局の現段階に照し時期尚早なりと信ずる。

右進言す

昭和二十一年十一月二十三日

京都府知事 木村 惇

大阪府知事 田中廣太郎

兵庫県知事 岸田幸雄

愛知県知事 桑原幹根

神奈川県知事 内山岩太郎

(神奈川県庁蔵)

(一) 特別市制絶対反対書

特別市制度は、文化、経済、社会、行政その他凡ゆる面において府県の中核をなす地域を府県から分離し、独立しようとするものであつて、社会経済圏と行政区域とを一致させようとする時代要請にもとるところの府県蓋立を来すものであるのみならず、府県内の他市町村を犠牲にして自己の利益のみをはかろうとする大都市の利己主義的主張であつて残存区域市町村の自立性にも重大な脅威をもたらすものである。

われわれは、新生民主国家の一員として早急に再建独立すべき重大なときに当り、県市町村の強力なる連携協調による地方自治の確立を心から要望する。

ここにわれわれは、大都市と残存郡部農村との対立相剋を激成せしめるような特別市制に断乎反対するものである。

昭和二十七年四月 日

(神奈川県津久井地方事務所「特市対策書類」(昭和二十七年) 神奈川県庁蔵)

〔注〕資料(二)は特別市制絶対反対書名運動のため町村長署名用として作成されたものである。

三六 地方制度改正にともなう神奈川県訓令

第四十九号

神奈川県訓令第四十九号

市役所
町村役場

今回の地方制度改正の趣旨とするところは、憲法改正の精神に則り日本再建の礎として、地方団体の組織及び運営の民主化を図り、地方自治の本旨の徹底の実現を期するに在る。即ち住民自治の原理に従つて、両性を均しく地方自治に参与させ団体の長の公選をはじめとして、住民の直接自治参与の範囲を拡充する等国家再建の新たな地歩を築かしめようとするに在る。而して今回の改正のこのやうな目的が達成されるか否かは、かかつてその運用の如何に在るのであるから、よくその趣旨を直接自治運営の衝に当る者には固より広く地方住民にも周知徹底させ、地方政治が真にその住民の創意と責任とにおいて運営され日本の民主的発展の基礎を培ふことができるやうにしなければならぬ。殊に地方政治の指導の地位に立つ者は、常に輿論の眞の所在を的確に把握し、住民自治の本義の実現に努めると共に、かりそめにも権力を濫用して民意の暢達を阻止することがないやうに厳に戒しめ、地方自治の眞髓を發揮昂揚させるやう最

善の努力を尽さなければならぬ。
右訓令する。

昭和二十一年十一月三日

神奈川県知事 内山岩太郎

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

三九 第二十二回神奈川県町村合併促進審議会議録

第二十二回神奈川県町村合併促進審議会議録

昭和二十九年十一月十九日第二十二回神奈川県町村合併促進審議会議を、中郡大野町学校組合立大野中学校において開催した。

一 出席した委員の氏名は次のとおりである。

会長 佐々木秀雄 委員 秋山徳雄 委員 足立原永助

委員 今井正治 " 小沢快三 " 金子小一郎

" 亀井辰雄 " 加藤高次郎 " 小伝与作

" 重田朝光 " 高島耕二 " 武百太郎

" 八木邦継 " 安井常義 " 山口松雄

一 欠席した委員は次のとおりである。

委員 石井 孝 高須康治 間島源太郎 八亀武雄

一 会議に出席したものは次のとおりである。

地方課長 外課員五人

中地方事務所長 外所員二人

大野町長 外大野町合併研究会会員約七十人

一 会議の経過概要

1 大野中学校

開会 午前十時三十分

○佐々木会長

前回の決定に基き、ここに現地の声を聴くことになった。町村合併については申上げるまでもなく国の要請として行われており、相模原、厚木、秦野、三浦が市となり、来年二月には十三市七十四箇町村となることに決定し、県計画の七割の合併の実現をみることになるが、残り三割は現地に種々の難問題があり早急には進まない。

市町村には血がかよい、合併は生きものであつてみれば、寄木細工のように簡単には行かないもので、現地の人々には感情、貧富の問題から極めてむづかしいといふことははつきり想像される。しかし合併は今日の問題ではなく、長い将来の問題であつて、これを基本に考えなくてはならぬ。

審議会としては当地方の問題については答申済みである。即ちこの合併は大野町の問題の解決なくしてはあり得ないとい

うことであつて、今日はその結論の問題につき現地の皆様から詳細に意を尽してお話し願いたい。

○大野町長

本町はかねて中間報告で申上げて置いたとおり、社会情勢に照してなお検討の要ありとして目下この研究を続けている次第である。

○佐々木会長

ではお集りの皆様から御意見を伺いたい。

○大野町合併研究会委員長

只今理事者からも申し上げたが、研究会の立場から申し上げますと去る九月二十一日に一応の段階は終つて県にも報告し審議会も了承されておることと思うが、目下後段の研究を続けている。

前段は計数整理であり簡単であるが、後段は大野町の将来の問題、又隣接町村のことも充分考慮に入れて研究するとなか／＼簡単には行かないので、現在は研究会だけの段階で町民に滲透させるまでには行つていない。その第一は対象の平塚市の真意がつかめず納得が行くまでにいたつていないことである。

○佐々木会長

どうか一つ（他に意見を求める）

○大野町委員 A

われ／＼は今日の会合は審議会委員との懇談会であるという通知で出席したが相違している。

○大野町委員長

県との打合せが不充分であつたため申訳ない。明らかに私の手落ちであるから御了承願いたい。

○矢柴委員

なか／＼話もし難いと思われているので、結論的にいつて「どういことが合併を阻害しているか」という点を活していただけないか。それに対して委員の意見や反論を申し上げることにしたいと思う。

○大野委員 B

私は時期尚早論である。農村に加うるに工場も誘致され現在四千三百万円の固定資産税がこれから入つており、これを財源にして県道の改修も土地改良もすでに開始され、その外今後やつてもらいたい仕事は山積している。今すぐに合併したら三分の二の固定資産税は平塚市とプールになり大野町の施